

■水辺の生態系保全再生・ネットワーク

琵琶湖・淀川流域圏の湖沼・河川・水路・河畔林・里山・森林等の連続性が分断された自然環境をつなぎ、流域の生態系ネットワークを再生する。このため、流域圏全域での水ネットワークの連続性を点検し、その結果をもとに水域の分断されている箇所の修復を計画的に行うとともに、内湖やヨシ原等の水辺の再生、自然な河原の復元、生態系と調和した琵琶湖の水位変動への改善、琵琶湖・淀川流域圏ならではの種の保全等の取り組みを実施する。

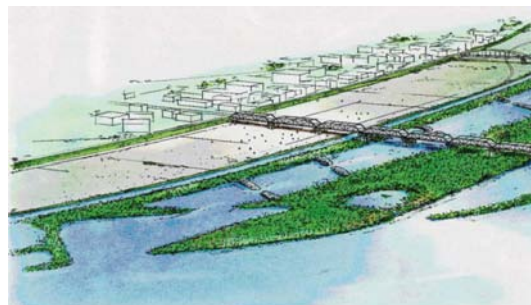
1. 生きものの多様な空間づくり

琵琶湖・淀川流域圏に生息・生育する固有種や天然記念物等、特徴ある種をはじめ、多様な生物を保全するために、かつての河川・湖岸整備、また急速な都市化と人口増加、土地利用やライフスタイルの変化等により、消失あるいはその機能が低下したヨシ帯、内湖、ワンド、瀬と淵、砂州河原や湖の砂浜、干潟等の特徴ある生物の生息・生育空間を保全再生する。

具体的には、淀川鶴殿・琵琶湖湖辺域等のヨシ帯の保全再生、早崎内湖・西の湖・木浜内湖・平湖・柳平湖等の内湖の保全再生、琵琶湖南湖の湖底の保全再生、庭窪・楠葉・牧野・赤川・城北・豊里地区等のワンドの保全再生、流域河川内の瀬と淵の保全再生、木津川等の砂州河原や琵琶湖の砂浜の保全再生、海老江地区・西中島地区・十三地区等の干潟の保全再生、その他流域圏内に残る生物の生息・生育環境の保全再生を行う。



<内湖の保全再生イメージ>

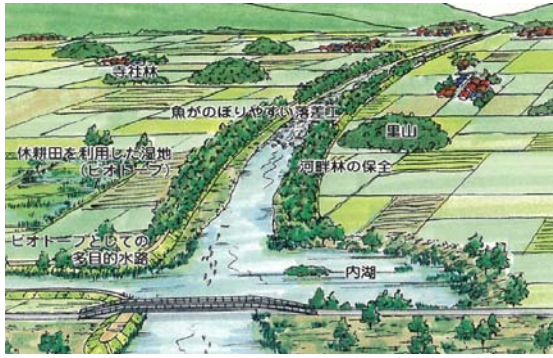


<ワンドの保全再生イメージ>

2. 生きものが出会うネットワークづくり

各地域において生物の生息・生育空間を保全再生するに止まらず、それらの連続性を確保することにより、ネットワーク化を図る必要がある。このため、流域圏内の湖沼・河川・水路、さらに森林域、水田等につながる水ネットワークを対象に生物の移動の観点から水域の連続性の点検を行い、その結果を水域の健康診断として取りまとめて公表する。

阻害要因となる横断工作物の状況等、水域の健康診断結果をもとに、水域の分断されている箇所の修復を計画的に行い、流域圏内の水田・水路等と河川との連続性の確保、流域河川内（琵琶湖・本川・支川等）の連続性の確保、淀川大堰・毛馬水閘門における河川と海との連続性を確保する。また、修復後の改善状況のモニタリングを行うとともに、その結果について公表する。



＜流域圏内の水田・水路等と
河川との連続性確保のイメージ＞

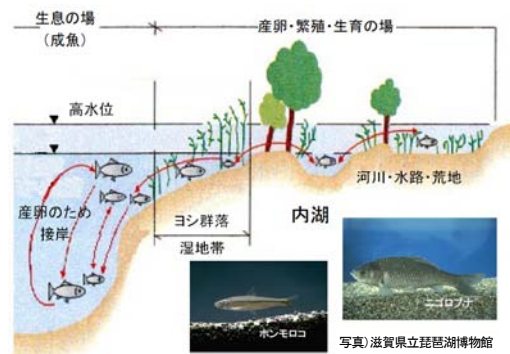


魚道の整備
＜河川内の連続性確保のイメージ＞

3. いきいきとながれる川づくり

これまでのダム・堰の運用は、人間の視点に立ち治水、利水を主目的として、流況の平滑化が図られ、攪乱の減少や季節的水位変動パターンの変化により、生物の生息・生育に影響を及ぼしてきた。このため流域住民の安全・安心の確保を最優先にしつつ、生物の視点に立ち、可能な限り自然流況に近い流量が流れるように、治水、利水への影響を考慮した上で、ダム・堰の運用により水位変動や攪乱の増大を図り、流域河川内の土砂移動の連続性を確保し、自然な河原の復元等、川本来のダイナミズムを再生する。

また、琵琶湖水位の季節変動が魚類の産卵等、生物の生息・生育にとって望ましくなるよう、治水、利水上の課題や、生活、産業への影響を踏まえ、瀬田川洗堰等の運用、貯留施設の活用等を検討し、琵琶湖水位の変動を改善する。また、夏季の水位低下を抑制するために、適正な水利用に向けて流域全体で取り組む。



＜魚類の移動と水位変動＞



一庫ダム 放流前 (2m³/s)



一庫ダム 放流中 (20m³/s)

＜ダム運用による攪乱の増大＞

4. 琵琶湖・淀川流域圏ならではの種の保全

セタシジミ、ニゴロブナ、イサザ、ネジレモ、イタセンパラ、アユモドキ、オオサンショウウオ、オグラコウホネ等の琵琶湖・淀川流域圏に生息・生育する固有種や天然記念物等、特徴ある種を保全していくために、流域圏内において、在来種の保護増殖を図るとともに、生態系に悪影響を及ぼす外来種対策や、在来魚を食害するカワウの異常繁殖対策等を講じる。

5. ソフト面の取り組み

(1) データベースの構築と情報の共有化

生態系に関するデータについては、関係機関が様々な主体と連携を取りながらGIS等を活用したデータベースを構築・維持・運営し、行政はもとより、広く一般住民をも含めて情報の共有化を図る。

(2) モニタリングによる順応的な進め方

生態系の保全再生に向けた事業の実施に当たっては、事業前・事業中・事業後の各段階においてモニタリングを行い、その成果により適宜事業内容を見直す等、「水辺の生態系保全再生・ネットワーク分科会」において順応的に進める。

(3) 流域住民との連携・協働や環境教育

多様な主体や地域住民の参画と連携のもとに、生態系の保全再生の取り組みを推進する。また、流域圏の小中学校の環境教育の場として活用を図る。

(4) 水質改善等の施策との連携

生物にとっての良好な生息・生育環境を創出するために、水質改善等の施策とも連携を図る。

(5) 間伐材等の流域発生材の活用

流域圏から発生する間伐材等については、関係機関が連携を取りながら、流域圏の各種事業に利活用や再資源化を図る。

6. 連携施策の推進

水辺の生態系保全再生・ネットワークの構築に向けて、関係機関が連携を図りながら進める必要があるものについては、連携モデル事業として推進する。

(1) 生き物たちと共生する琵琶湖再生プロジェクト

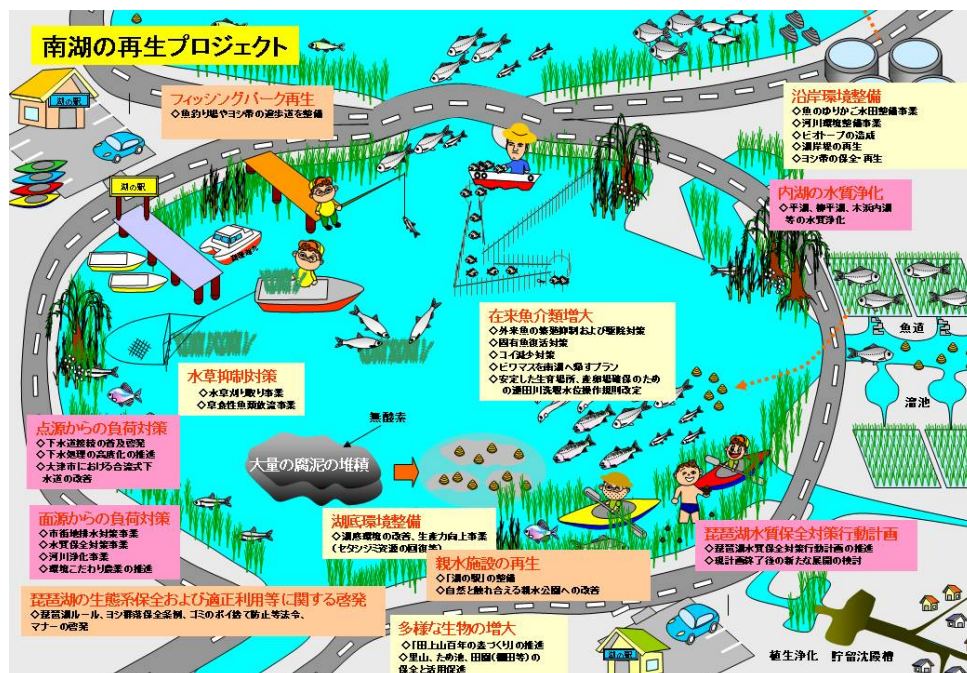
琵琶湖湖岸域及びその周辺（内湖を含む）における、複合的な要因による琵琶湖の環境の課題に対して、内湖・ヨシ帯の保全再生、魚類の産卵等の生態系に配慮した琵琶湖の水位操作、水田・水路や河川・湖沼等の連続性の確保、外来種対策、濁水調整、琵琶湖水位低下を抑制するための貯留施設の活用や効率的な水利用湖岸堤整備等様々な施策について、上下流の各機関や住民等の連携のもと、取り組む。



(2) 自然と人とがきらめく「琵琶湖のゆりかご」南湖の再生プロジェクト

南湖は、本来、豊かな生物を育む貴重な水域であるが、近年、水質の悪化や外来種の増加等によってその生態系が危機的状況に瀕している。

自然と人とが共生する南湖を再生するため、浚渫等による湖底環境整備、ビオトープの造成や湖岸堤の再生等の沿岸域環境整備、在来魚介類増大、水草異常繁茂対策、多様な生物の増大、点源・面源からの流入負荷対策、内湖や流入する河川の水質浄化、琵琶湖水質保全対策行動計画、フィッシングパーク再生、親水施設の再生、琵琶湖の生態系保全及び適正利用等に関する啓発等に関係機関の連携のもと取り組む。



(3) 生態系に悪影響を及ぼす外来種対策プロジェクト

琵琶湖・淀川ならではの豊かな生態系を守るため、流域内府県他、関係機関が連携して「外来種対策委員会」を設置し、外来種に関する情報交換（外来種の侵入発見、外来種の被害、外来種対策の効果等）等を行い、オオクチバス、ブルーギル、ウォーターテラス等の外来種の予防・駆除対策を実施する。



(4) アユが遡上する自然豊かな芥川再生プロジェクト

淀川支流の芥川及びその流域において、アユの遡上等多様な生きものが生息・生育する自然豊かな水環境の再生を目指し、魚道設置による河川横断工作物の改善等のハード事業やワークショップの開催等のソフト事業により、山～農空間～川～海とつながる生態系の連続性の回復と保全を図る。



(5) アユモドキ生息地保全プロジェクト

桂川等、天然記念物であるアユモドキの生息地を保全するため、NPOを含めた多様な主体が連携する協議会を設置し、密漁監視や産卵場所の創出等、保全活動の促進、生息地データの整備と教育、各種の地域振興策等に取り組む。

